

第2期 岩見沢市子ども・子育てプラン

(第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画)

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

答申書・添付資料

岩見沢市子ども・子育て会議は、市が策定を進めている令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画の内容等に係る令和元年7月29日の諮問に対して、子育て中の保護者に対するアンケート調査ならびに一般市民からの意見、児童虐待防止及び子どもの貧困対策を目的とする子どもの安全と安心に係る専門部会の意見などを参考に案をまとめました。

令和2年2月28日

岩見沢市子ども・子ども子育て会議

目 次

1	計画の策定にあたって	1
	(1) 少子化のようす	1
	(2) 岩見沢市における第2期計画の策定	4
2	岩見沢市の子育て支援の現状	6
	(1) 就学前・小学生児童数の現状	6
	(2) 市内幼稚園の現状	7
	(3) 認可保育所と入所児童の現状	7
	(4) 認可外保育施設等の現状	8
	(5) 市内児童館と留守家庭児童対策の現状	9
	(6) 児童療育の現状	9
	(7) 育児困難家庭の支援と児童虐待の防止	10
	(8) 子どもの経済的な状況	11
3	第1期子ども・子育てプランの評価と課題	12
4	第2期プランの骨子	13
	(1) 基本理念	13
	(2) 基本的な考え方	13
	(3) 3つの視点	13
	(4) 基本目標と事業展開	13
5	子ども・子育て支援事業計画	16
	(1) 児童人口の予測	16
	(2) 教育・保育提供区域の設定	18
	(3) 幼児期の学校教育・保育の充実	18
	(4) 子育て支援サービスの充実と地域子ども・子育て支援事業	19
6	幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上	23
	(1) 幼児教育と保育との一体的な提供	23
	(2) 幼児教育と保育の質の確保	23
7	子どもと保護者の健康の増進	24
8	子どもの教育とあそび環境の充実	24
	(1) 次代の親の育成	24
	(2) 学校教育の教育環境等の整備	24
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	24
	(4) 有害環境対策の推進	25
	(5) 児童療育の充実（障がい児施策の充実を含む）	25
	(6) あそび環境の充実	25
9	安心して子どもを産み育てることができる環境の整備	26
	(1) 仕事と家庭との調和	26

(2)	子育てしやすい住環境	26
(3)	安全な道路交通環境等の整備	26
(4)	安全・安心なまちづくりの推進	26
1 0	児童虐待の防止	27
(1)	虐待の防止	27
(2)	児童虐待への迅速な対応	27
(3)	虐待を受けた子どもと家庭の支援	27
1 1	子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援	28
(1)	相談支援	28
(2)	教育支援	28
(3)	保護者や子どもの生活支援と就労支援	29
(4)	子どもや保護者への経済的支援	29
1 2	計画の推進	30
(1)	計画の優先順位	30
(2)	計画の推進体制	30
(3)	計画の進捗状況	31

1 計画の策定にあたって

(1) 少子化のようす

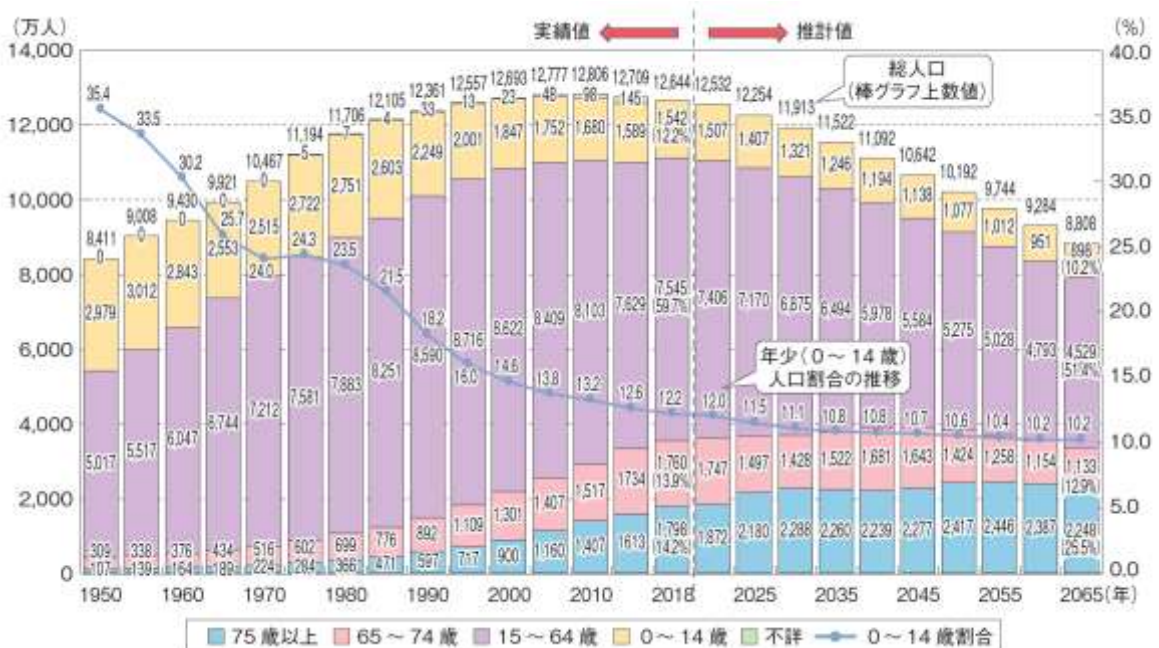
①少子化対策の背景

全国的に少子化が進行し、平成30年の出生数は、明治32年の調査開始以来もっとも少ない91万8,397人になっています。また、平成29年に1.43まで回復した合計特殊出生率は、平成30年には1.42に低下し、本市においては未だ1.30を下回っています。少子化は社会保障をはじめ、社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成するうえでも大きな課題となっています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの多様化など、解決すべき課題が数多く残されています。こうした中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、市町村を実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

日本の総人口及び人口構造の推移と見通し



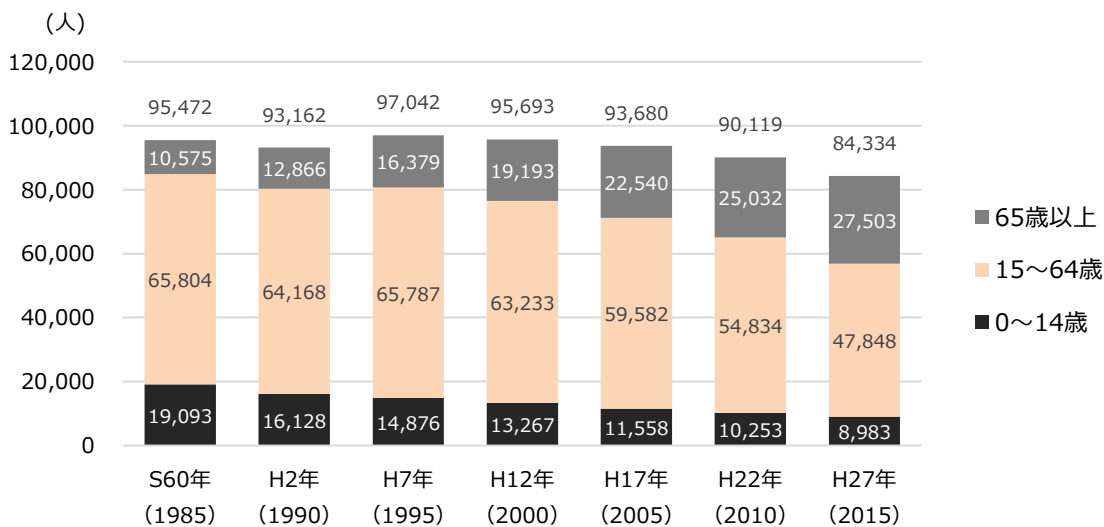
資料：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

②岩見沢市における少子化の状況

岩見沢市の総人口は、減少傾向が続いており、平成 27 年の時点で 84,334 人（国勢調査、年齢不詳を除く）となっています。昭和 60 年と平成 27 年を比較すると総人口は約 11,000 人減少しています。中でも、0～14 歳人口は減少、65 歳以上は増加が続いており、いわゆる少子高齢化が進行している状況です。

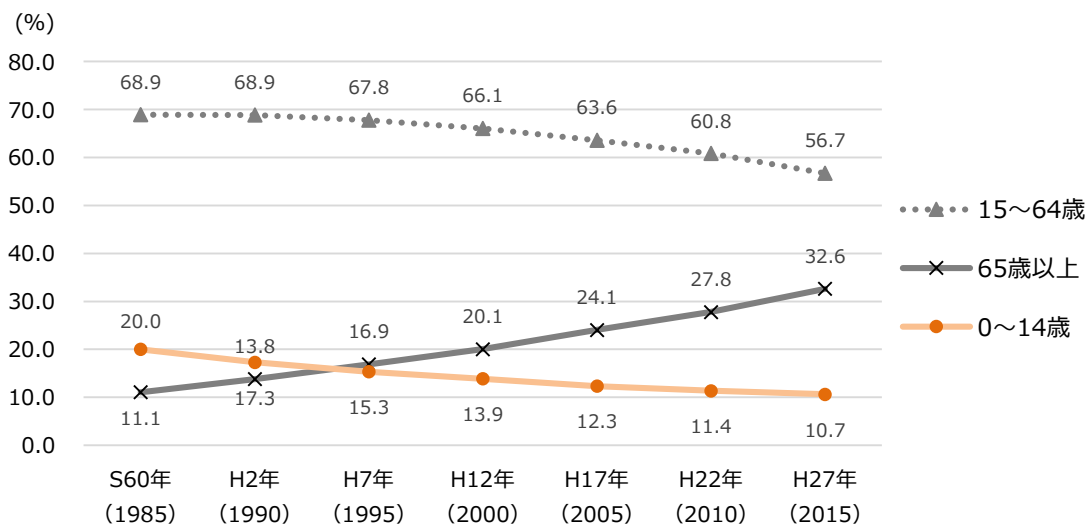
年齢 3 区分別人口比の推移をみると、高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）は 30%を超えています。0～14 歳は総人口の 10%にとどまっています。

総人口と年齢 3 区分別人口の推移



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

年齢 3 区分別人口比の推移



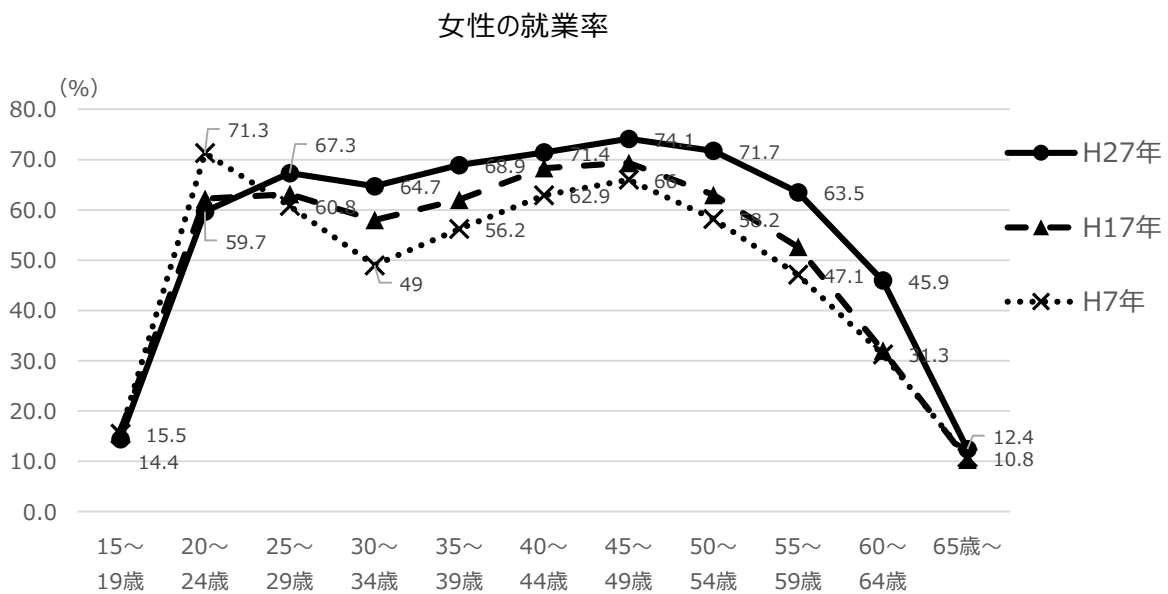
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

③岩見沢市における女性の就業率

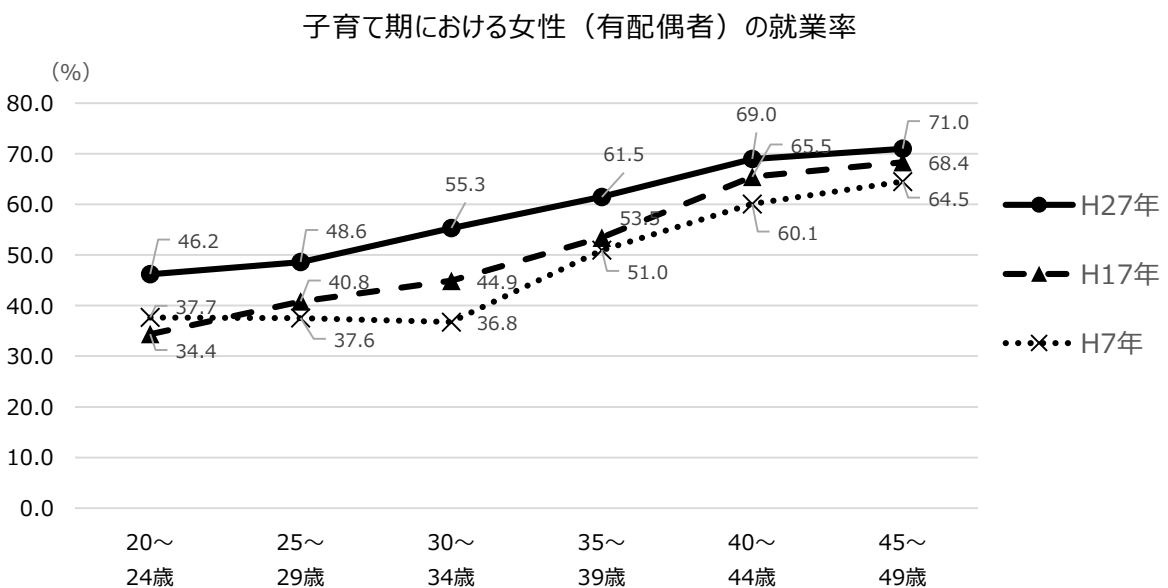
女性の就業率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。

岩見沢市における女性の就業率においても、平成7年から平成17年にかけては、M字カーブを描いていましたが、平成27年にはほぼ平らの形となり、子どもを産む可能性が高い25～39歳でも高い就業率を維持するようになりました。

また、有配偶者における就業率の推移をみても、すべての年齢で上昇しており、年齢にかかわらず働く女性が増えています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 岩見沢市における第2期計画の策定

岩見沢市では、子育て支援施策の総合的な計画として、平成16年に「いわみざわ次世代育成支援行動計画」、平成27年には子ども・子育て支援法に基づく「第1期岩見沢市子ども・子育てプラン（岩見沢市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、第1期プラン）を策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種の施策を実施してきました。

「第2期岩見沢市子ども・子育てプラン（第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、第2期プラン）は、第1期計画策定後の法制度の改正、ニッポン一億総活躍プラン、子育て安心プランの内容や方向性を踏まえ、少子化の現状や、女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら、第1期計画を継承した新たな第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定するものです。

① 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画「子どもの貧困対策推進計画」ならびに児童福祉法改正に基づく市町村の責務と役割の明確化にともなう児童虐待対応の施策「児童虐待防止計画」として位置づけます。

また、上位計画である「第6期岩見沢市総合計画」（平成30年度～令和9年度）」との整合を図るとともに、市の総合戦略や健康福祉・教育分野など各分野の関連計画、北海道で策定中の第4期子ども未来計画ならびに第2期北海道子どもの貧困対策推進計画との関係にも留意しています。

② 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

② 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく岩見沢市子ども・子育て会議の場で協議して策定します。同会議は、計画策定の後も本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況（計画の進行管理）について、調査・審議します。

また、同会議とは別に子どもの安全と安心に関する施策について協議するため、令和元年度に専門部会を設置し、検討結果を計画内容に反映します。

④市民の意見の反映

本計画の策定にあたり、子育て中の市民を対象に、子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、令和元年7月に「第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」、広報7月号を通じて「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。また、市内の保育所など子育てに関わる事業所を対象に児童虐待リスクの高い家庭に関する状況調査も行い、それらから得られた市民のニーズ等を計画内容に生かしています。

さらに広範な市民の意見を反映させるため、子ども・子育て支援セミナーを開催し、第2期プランの骨子案を説明するとともに、ホームページ等を通じて素案概要を広く公表し、意見を募集しています。

○第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

【調査期間】令和元年6月29日～7月31日

【実施方法】就学前児童（0～5歳）の保護者ならびに小学生（1～6年生）の保護者から無作為抽出、郵送による配布・回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
① 就学前児童調査	1,500	685	15	670	44.7%
② 小学生調査	1,796	780	8	772	43.0%
総計	3,296	1,465	23	1,442	43.8%

※白票等には集計対象の期間を過ぎて提出された分を含む。

○子ども・子育てに関するアンケート調査

【調査期間】令和元年7月1日～8月9日

【実施方法】市広報紙の折込ならびにホームページ上で実施。郵送、ファックスならびにWEBによる回収。

【回収結果】286件

○虐待リスクの高い家庭に関するアンケート調査

【調査期間】令和元年6月25日～7月19日

【実施方法】市内の保育所、幼稚園、認定こども園、保健センター、保健所、児童発達支援事業所、産前産後ヘルパー事業委託事業所、計54事業所に郵送で実施。

【回収結果】48件（回収率88.9%）

○素案（概要）に対する意見募集

【実施時期】令和元年12月2日～23日

【実施方法】教育委員会子ども課にて素案を配布、ホームページ上で公開

【その他】子ども・子育て支援セミナー（11月20日）で、素案の骨子を説明

【結果】期間中の意見は0件、セミナー開催時の意見提出は8件

2 岩見沢市の子育て支援の現状

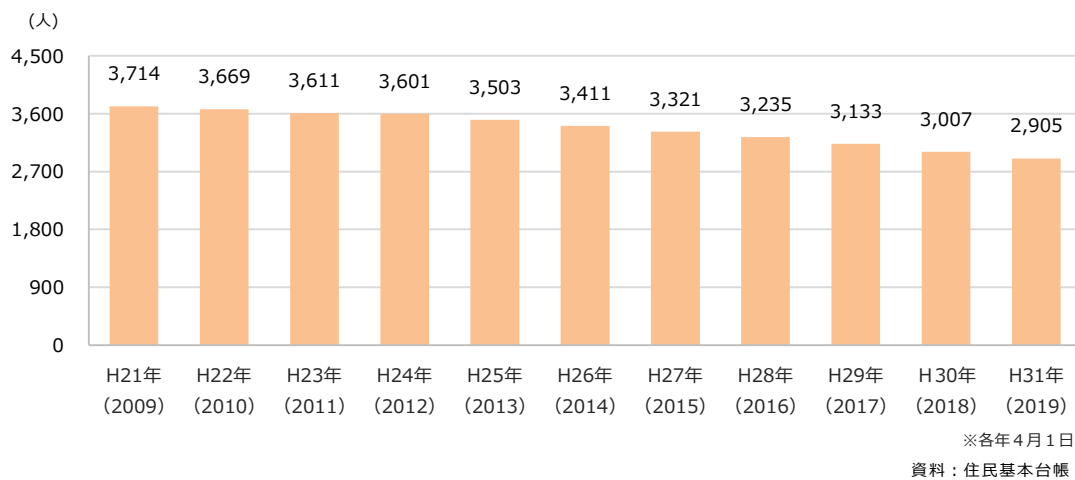
(1) 就学前・小学生児童数の現状

就学前児童（0～5歳）の人口は、平成27年度から平成31年度までの第1期プランの期間中、3,321人から2,905人に416人減少しています。

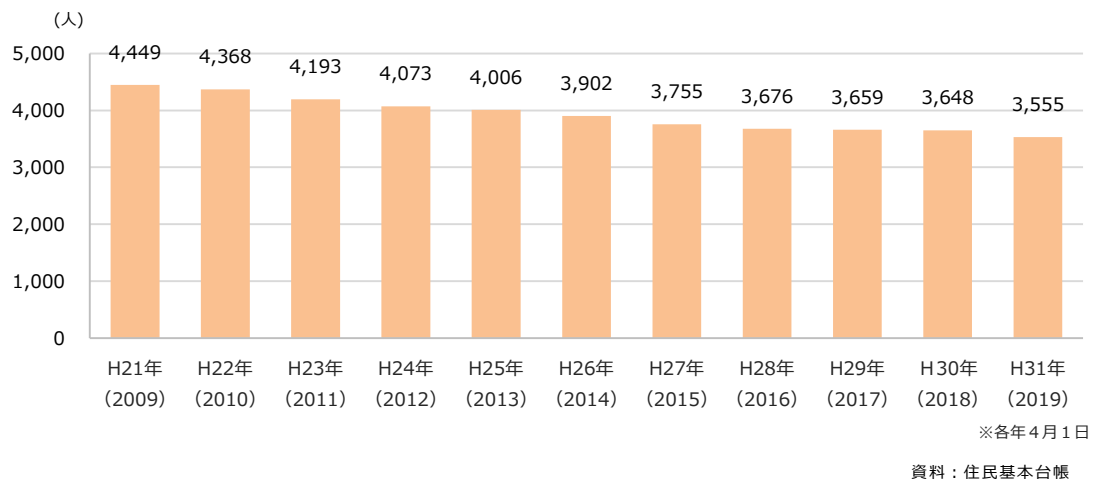
また、小学生児童（6～11歳）の人口は、第1期プランの期間中、3,755人から3,555人に200人減少しています。

どちらの児童も減少傾向が続いており、こうした流れは今後も続くことが予想されます。

就学前児童数（0～5歳）の推移



小学生児童数（6～11歳）の推移



(2) 市内幼稚園の現状

市内幼稚園は、第1期プランの当初、公立1園を含めて6園、合せて1,065人の定員がいましたが、第1期の期間中、公立1園が閉園、学校法人立の5園は、すべて新制度幼稚園に移行し、実態に即して利用定員を定めています。また、期間中には2か所の保育所型認定こども園が誕生しています。

その結果、令和元年5月現在、子ども・子育て支援法に基づく幼稚園枠（1号認定）に相当する施設定員は、822人となっています。

また、1号認定の在園児数は、令和元年5月現在、774人であり、利用定員の約94%となっています。

幼稚園の状況（R1.5.1 現在）

種別	施設名	定員(人)	入園状況(人)	実施の保育事業など
幼稚園	岩見沢天使幼稚園	105	97	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み、冬休み、春休み期間を含めた預かり保育 ・未就園児が親子で集う広場なども実施
	よいこのくに幼稚園	150	148	
	岩見沢めぐみ幼稚園	210	228	
	岩見沢聖十字幼稚園	120	120	
	駒沢幼稚園	210	166	
認定こども園	岩見沢ひがし認定こども園（1号）	12	10	
	栗沢認定こども園（1号）	15	5	
	計	822	774	入園率 94%

(3) 認可保育所と入所児童の現状

①入所状況

第1期プランの当初、公立・私立の社会福祉法人立を合わせた認可保育所の定員は1,020人、平均の入所率は104%でした。

この5年間で新たに3か所の小規模保育所、2か所の保育所型認定こども園が誕生し、平成31年4月現在の認可保育所の定員は、1,122人に増加しています。

また、入所率は106%であり、第1期プラン当初とほぼ同水準となっています。

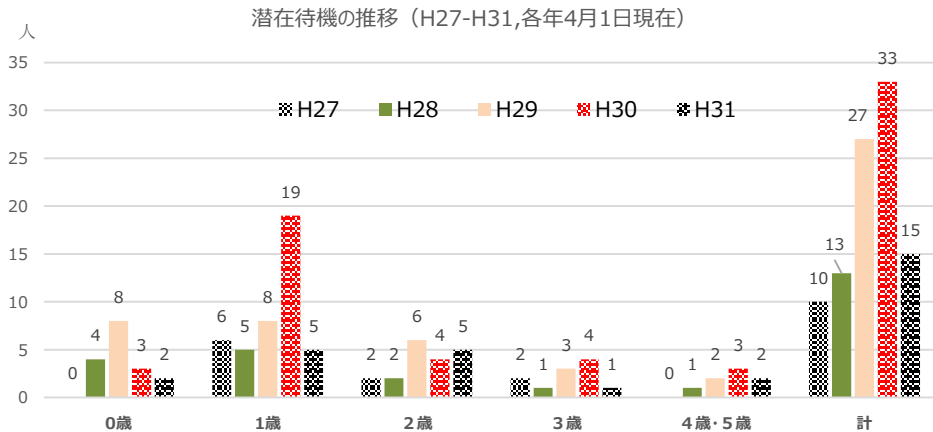
認可保育所と入所児童の状況（H31.4.1 現在）

種別	施設名	定員	入所状況	備考
認可保育所 (こども園含む)	ふれあい子どもセンター	90	59	公立
	栗沢認定こども園(2・3号)	45	45	公立
	なかよし保育園	60	74	私立
	みその保育園	60	73	〃
	日の出保育園	90	102	〃
	みなみ保育園	90	99	〃
	あかしや保育園	60	65	〃
	さくらぎ保育園	60	59	〃
	西保育園	90	98	〃
	幌向保育園	90	92	〃
	中央保育園	90	95	〃
	志文保育園	60	67	〃
	みどり保育園	60	71	〃
	ひまわり保育園	60	71	〃
	岩見沢ひがし認定こども園（2・3号）	60	67	〃
小委規模保育施設	ぼけっと	19	19	〃
	こっころつぼみ保育園	19	19	〃
	わくわく保育園	19	18	〃
	計	1,122	1,193	入所率 106%

②待機児童

第1期プランの期間中、市内のどの保育所にも入所できない待機児童はいませんでしたが、0歳児から2歳児の入所希望などが増加し、特定の保育所を希望して入所を待つ、いわゆる潜在待機は増加しています。

その数は、平成27年度から増え続け、平成30年度には33人にのぼりましたが、翌31年度に前年度の半数以下、15人に減少しています。



（4）認可外保育施設等の現状

へき地保育所は、第1期プランの当初と比較すると、上幌向、北村豊正の2園が閉園し、現在は北村地区2園、美流渡地区1園となっています。

認可外保育施設は、第1期プランの期間中、栗沢保育園、ひよこクラブ、たよれーる保育園などが閉園し、現在は3園に、事業所内保育所も1園が閉園しています。

一方で、期間中、新たに企業主導型保育施設として、2園が開設されています。

認可外保育施設等の状況

種別	施設名	備考
へき地保育所	北村中央保育所	公立、通年
	北村幌達布保育所	公立、夏期
	美流渡保育所なかよし園	公立、通年
認可外保育施設	特定非営利活動法人七条保育所	私立
	こっころ保育園	〃
	特定非営利活動法人ファミリーサポート聖十字広場わくわくの杜	〃
事業所内保育施設	乳幼児保育クラブぞうさん岩見沢中央ルーム	〃
	野宮病院保育所ほのぼの	〃
	岩見沢市立総合病院院内保育園（ゆあみっ子）	公立
企業主導型保育施設	岩見沢恵比寿保育園	私立
	あおぞら保育園	〃

(5) 市内児童館と留守家庭児童対策の現状

市内児童館については、第1期プランの期間中に、予定した耐震改修、改築が完了しています。

一番新しい児童館は、中央小学校の移転に合わせて学校隣接地に改築した稲穂児童館であり、平成31年1月から供用開始しています。

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施に当たって設置する放課後児童クラブについては、第1期プランの期間中、厚生労働省令（平成26年）に基づく適正な利用定員と活動面積を確保するための新たな場所の確保、指導員の増員に取り組み、平成30年4月から児童館のほか、学校の余裕教室などを使って全21か所で開設しています。

利用定員については、40人を1単位とし、施設全体で1,000人となっています。一日当たりの平均登録児童数は、913.14人でニーズを満たしています。

放課後児童クラブ（公立）の利用状況（H30年度実績）

（単位：人）

クラブ名	利用定員	平均登録児童数	利用児童数/日	うち留守家庭児童数/日
日の出児童館	40	34.41	19.69	16.32
鉄北児童館	40	98.67	64.57	52.70
春日児童館	40	43.92	30.36	21.42
美園児童館	80	72.67	68.39	43.08
志文児童館	40	45.17	36.29	22.91
幌向児童館	40	26.69	26.69	11.85
利根別児童館	40	36.65	28.59	19.09
東・栄児童館	40	41.68	39.00	24.90
稲穂児童館	80	66.66	49.95	39.42
上幌向児童館	40	29.80	25.33	14.75
中央児童館	40	44.05	36.24	28.21
北真児童館	40	59.76	41.16	37.89
美園小放課後児童クラブ	40	35.89	20.17	20.17
北村のびのびクラブ	80	64.28	25.37	25.37
日の出小放課後児童クラブ	40	26.30	15.00	15.00
幌向小放課後児童クラブ	40	17.17	9.17	9.17
東小放課後児童クラブ	40	28.09	15.12	15.12
栗沢小放課後児童クラブ	40	12.74	8.57	8.57
鉄北放課後児童クラブ	80	50.37	24.68	24.68
志文放課後児童クラブ	40	27.49	17.76	17.76
来夢21こども館	40	50.68	26.81	26.81
計	1,000	913.14	28.76(平均)	22.37(平均)

(6) 児童療育の現状

児童療育については、学校における特別支援教育、教育委員会が設置している幼児ことばの教室、子育て総合支援センターのほか、民間の障がい児通所支援事業所の活動を通して取り組んでいます。

通所支援事業所では、未就学児対象の児童発達支援事業、就学児対象の放課後等デイサービスの設置に取り組み、第1期プランの当初は、5か所でしたが、令和元年9月現在、市内15か所に増加しています。

通所支援事業所（R1.12）

施設名	所在地	実施事業
オレングジハウス	緑が丘3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
奏《かなで》	志文町	〃
コビトハウス	緑が丘3丁目	〃
こんぱす	東山10丁目	放課後等デイサービス
たよれーる	北2条西11丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
つみき園	11条西3丁目	〃
にじいろひろば	東山町	〃
ハウルの丘岩見沢	大和1条6丁目	〃
ひかり岩見沢	幌向北2条	〃
び～ず	7条東13丁目	〃
び～ず2	大和1条7丁目	放課後等デイサービス
岩見沢友愛Ⅱ	緑が丘2丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
ラブアリス岩見沢西	8条西17丁目	〃
ラブアリス岩見沢東	5条東15丁目	〃
りり～ぶ	9条東5丁目	放課後等デイサービス

（7）育児困難家庭の支援と児童虐待の防止

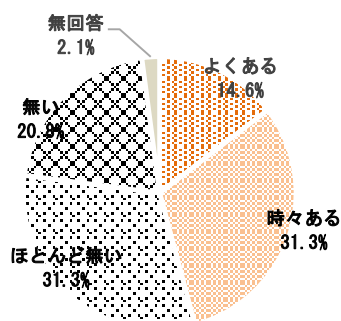
育児困難家庭、児童虐待に対しては、子育て総合支援センターが中心となり設置している要保護児童対策地域協議会の場で、関係者が集まり具体的な支援策について協議しています。

令和元年7月に実施した子育て家庭と関わりが深い保育所などの事業所に対するアンケート調査の結果によれば、虐待リスクが高いと思われる家庭に接することが「よくある」、「時々ある」という回答が約半数あり、第1期プラン策定時と比べて11ポイント増加しています。

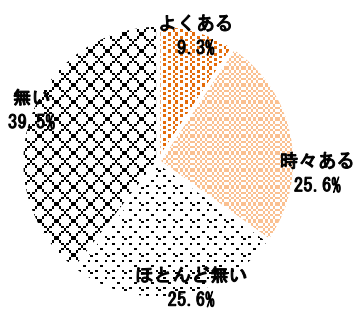
また、虐待リスクが高いと思われる家庭の特徴は、「家の中が汚い、又は子どもが不潔である」「発達の遅れが感じられるが、受入れようとしない」「気持ちが変わりやすく機嫌の良し悪しの幅が大きい」などとなっています。

市や地域、団体等がすべき取り組みは、「児童相談所・警察・子育て支援センターなどの連携」「市と地域・団体等との情報共有」などとなっており、虐待リスクが高いと思われる家庭により一層充実した取り組みが求められる状況となっています。

事業所調査（2019.7）n=45



事業所調査（2014.2）n=43

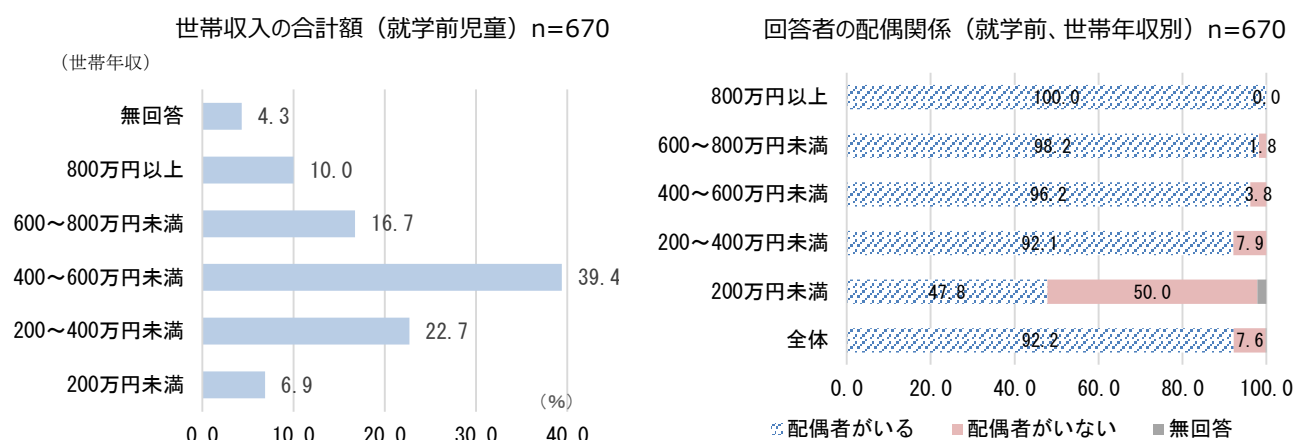


(8) 子どもの経済的な状況

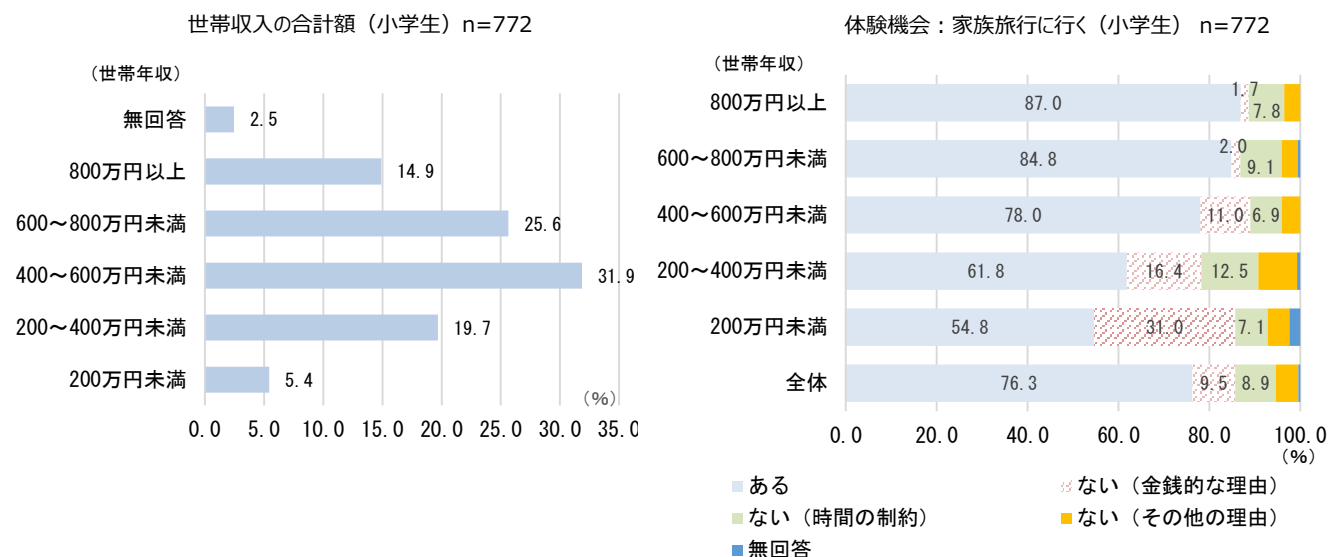
子どもの貧困は様々な要因が絡み合い、連鎖するといわれています。国ではそうした連鎖を断ち切るための方策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年）」が制定され、基本方針や重点施策をまとめた大綱を打ち出してしております。

本市においても、子どもの生活実態を把握するため、令和元年7月に実施したニーズ調査と合わせて、世帯収入、子どもの体験活動などについて調査いたしました。

その結果、就学前児童をもつ世帯の収入は、全体の約30%は年収400万円未満であり、さらに約7%は年収200万円未満となっています。また、世帯年収200万円未満の約半数はひとり親世帯となっています。



同じく、小学生をもつ世帯の収入は、全体の約25%が年収400万円未満であり、さらに200万円未満の世帯が5%以上を占めています。これらの世帯では、家族旅行に行くなどの体験機会が、金銭的理由もしくは時間的理由で「ない」場合が全体（平均）に比べて高くなっています。



3 第1期子ども・子育てプランの評価と課題

第1期プランが対象とする子育て支援に関する84事業を評価すると、一部成果の得られないものが2事業、計画期間中に終了した1事業を除き、81事業は計画通りの成果が得られています。

これらを踏まえ、第1期プラン実施期間中の状況の変化と成果ならびに主な課題は、次の4点に整理できます。

- 児童数の減少が大きく進み、へき地保育所など保育施設の廃止なども進みました。
- 子どもを持つ女性の就労が進み、0歳から2歳児の保育ニーズが増え、それに対応した小規模保育施設、保護者の働き方が変わっても子どもを同じ施設に預けることができる認定こども園が誕生しました。
- 地域子ども・子育て支援事業としては、期間中に新たにショートステイ、病児・病後児保育、放課後児童クラブでの高学年受入、ファミリー・サポート・センターの設置などが計画通りに進んだ一方で、まちなかでの一時預かり事業など一部で計画を達成できない事業もありました。
- そのほか、期間中に顕在化した子どもの貧困、児童虐待防止などに対する関心が高まりました。

第1期プラン実施期間中の成果、課題を踏まえ、第2期プランの策定に向けた重点課題として、保護者の働き方の変化に柔軟に対応できる子育て支援事業の充実のほか、貧困対策を含めた子どもの安全と安心を守る施策が重要となっています。

第1期プランの各種事業

1 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援	
(2) 時間外保育事業	休日保育事業など計2事業
(3) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブなど計2事業
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
(5) 乳児全戸訪問事業	保健推進員活動など計3事業
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	チャイルドホットラインなど計3事業
(7) 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業など計5事業
(8) 一時預かり事業	認可保育所で実施している一時預かり事業など計3事業
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病児・病後児保育事業など計3事業
(10) ファミリー・サポート・センター事業	
(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業など3事業

2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供	新しい幼児教育と保育
3 子どもの遊び環境の整備	地域活動の育成（母親クラブ・子ども会）など計4事業
4 療育と就学等との連携	子ども発達支援センターなど計8事業
5 経済的に困窮する子どもの対策	母子・父子自立支援員の配置など計3事業
6 子どもの健康の増進	股関節脱臼検査など計6事業
7 子どもの教育環境の整備	学校栄養教諭による食指導の実施など計19事業
8 子ども等の安全の確保	街頭補導活動事業など計10事業

4 第2期プランの骨子

(1) 基本理念

第2期プランの基本理念は、第1期プランと同様に「ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪」とします。

これは、子どもと子育てをする人、それを支援する人、地域で生活する人など、みんなが満足するために、どんなまちを目指していくのかを考えて表現したものです。

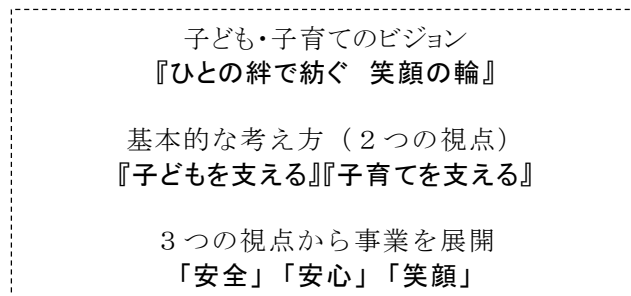
(2) 基本的な考え方

基本理念に基づくプランの実施にあたっては、第1期プランと同様に「子どもを支える」「子育てを支える」という2つの視点に着目しています。

従来、子どもや保護者は常に守られ、支援され、サービスを受ける側にいると考えられていましたが、必ずしもそうではなく、子どもの成長や発達に応じて、子どもや保護者の立場が様々なかたちに変化することに着目したものです。

子どもたちの行動をみると、子ども自身がより幼い子を助けています。子育て支援のボランティアは、子どもの笑顔に癒され、やりがいを感じることもあります。

支援する人と支援される人とは、別々にいるわけではなく、同じ人であっても時には支援され、時には支援する側にまわる、という関係性を表現したものです。



(3) 3つの視点

基本理念の「ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪」をかたちにするため、具体的な事業を、子どもと保護者との相対的な関係から、「安全」「安心」「笑顔」の観点で分類しています。

それは、子どもと保護者の命と健康を守る「安全」な取り組みを基盤とし、各種の子育て支援サービスにより「安心」な環境をつくり、そのうえに、あそびや体験活動などを通して子どもは成長する喜びを感じ、また、保護者が子育てを楽しみ、支援者もやりがいを感じて「笑顔」を引き出す、という3つの視点から各種の事業をバランスよく展開していくものです。

(4) 基本目標と事業展開

第1期プランでは、地域における子育ての支援、母と子どもの健康の確保・増進のほか、職業生活と家庭生活との両立の推進など、次世代育成支援行動計画を兼ね備え、6つの分野にわたる

施策を基本目標としていました。

第2期プランにおいても先に10年間延長になった次世代育成支援行動計画を兼ね備えることとし、さらに子どもの貧困、児童虐待を新たな課題として追加しました。

その結果、第2期では、第1期プランにある6つの施策分野のうち、目標4「職業生活と家庭生活の両立」と、目標5「子ども等の安全の確保」を統合し、新たに基本目標4「安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」にまとめています。

また、第1期プランでは、経済的支援と児童虐待を合わせた施策について目標6「支援を必要とする児童への取組の推進」としていましたが、第2期プランでは、これを基本目標5「児童虐待の防止」と、基本目標6「子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援」に分け、それぞれ新たな基本目標と位置づけています。それぞれにおける事業の方向は次のとおりです。

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援

- ①幼児期の学校教育・保育の充実
- ②子育て支援サービスの充実
- ③児童の健全育成
- ④世代間交流の推進

基本目標2 子どもと保護者の健康の確保・増進

- ①子どもと保護者の健康の確保
- ②食育の推進
- ③思春期保健対策の充実
- ④小児医療の充実

基本目標3 子どもの教育とあそび環境の充実

- ①次代の親の育成
- ②学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④有害環境対策の推進
- ⑤児童療育の充実（障がい児施策の充実を含む）
- ⑥あそび環境の充実

基本目標 4 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

- ① 仕事と家庭との調和
- ② 子育てしやすい住環境
- ③ 安全な道路交通環境等の整備
- ④ 安全・安心なまちづくりの推進

基本目標 5 児童虐待の防止

- ① 虐待防止対策の充実
- ② 児童虐待への迅速な対応
- ③ 虐待を受けた子どもと家庭の支援

基本目標 6 子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援

- ① 相談支援
- ② 教育支援
- ③ 保護者や子どもの生活支援と就労支援
- ④ 子どもや保護者への経済的支援

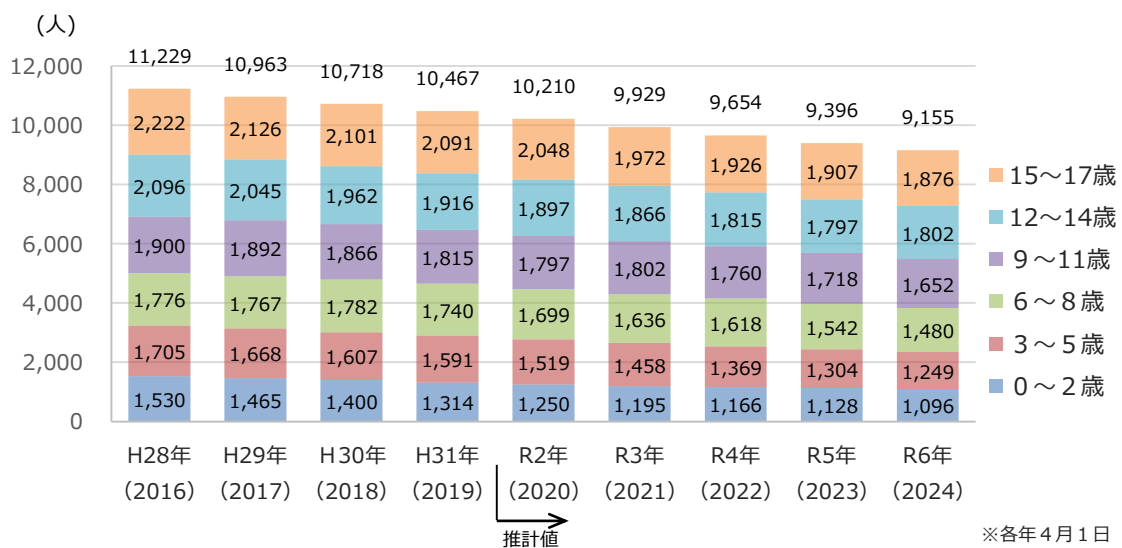
5 子ども・子育て支援事業計画

(1) 児童人口の予測

住民基本台帳人口ならびに出生率の実績値をもとに、0歳から17歳までの児童人口を推計すると、令和2年から同6年までの第2期プランの期間中に、0歳から17歳までの児童人口は、約1千人減少する見込みとなっています。

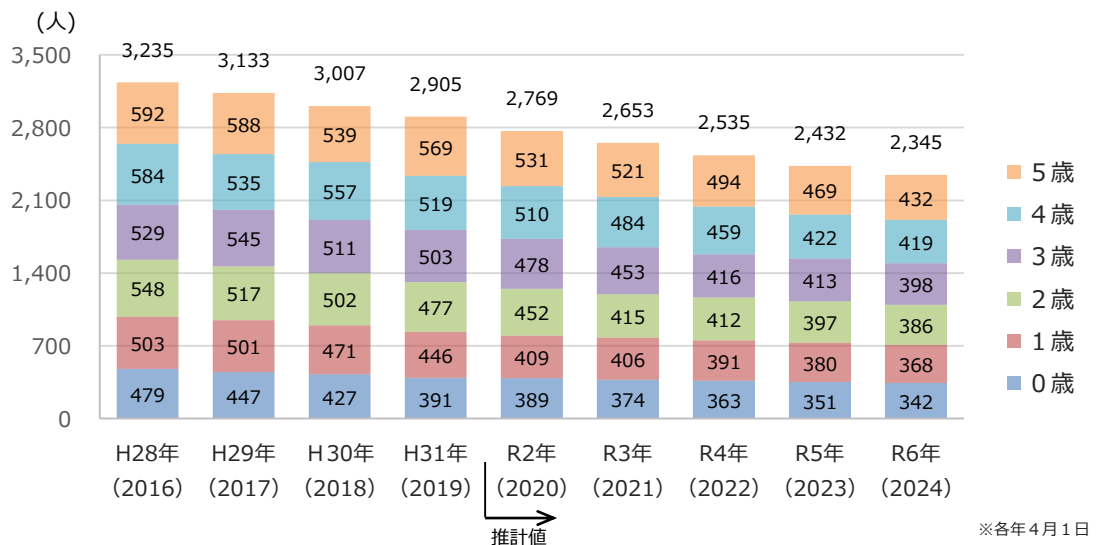
第2期プランの期間中、小学生以下の児童数が大きく減少し、就学前児童が424人、小学生が364人、それぞれ減少する見込みです。

0～17歳人口の推計結果



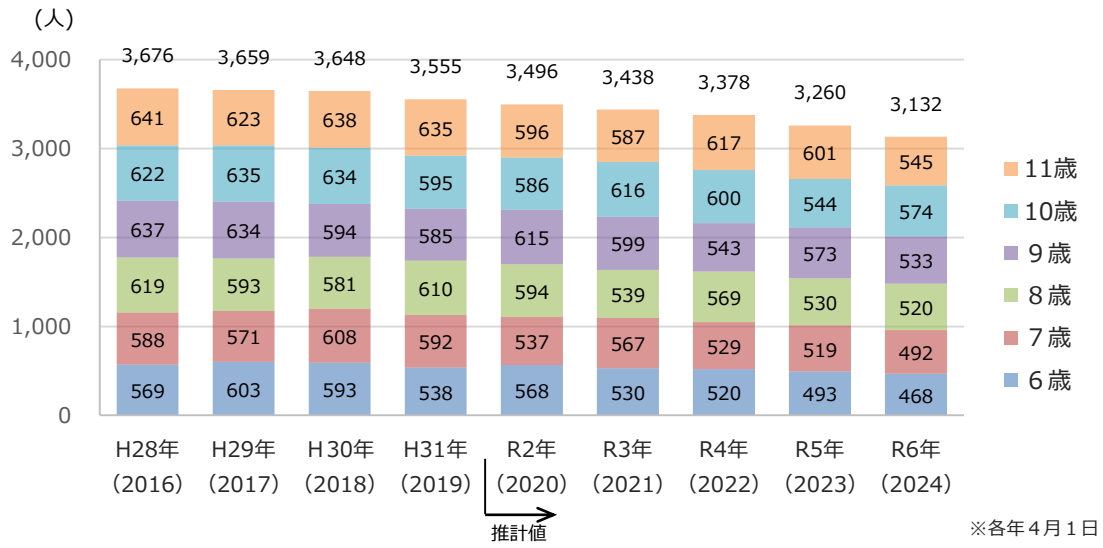
資料：平成28～31年は住民基本台帳

就学前児童数（0～5歳）の推計結果



資料：平成28～31年は住民基本台帳

小学生児童数（6～11歳）の推計結果



資料：平成 28～31 年は住民基本台帳

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域については、市内を分割して考えることはせず、第1期と同様に市内を一つの区域として設定します。

(3) 幼児期の学校教育・保育の充実

① 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

第2期プランの期間中の幼稚園、保育所を利用する児童の見込み数について、人口推計値をもとに、令和元年7月に実施した子どもをもつ世帯に対するニーズ調査の回答を用いて推計しました。

これにより、第2期の期間中、令和2年度から令和6年度まで、幼稚園、保育所、認定こども園の入所児童数がどれくらい減少するかが見通せます。

その結果、幼稚園（1号認定）で、803人から660人に減少する見通しです。幼稚園利用者のうち、保育所（2号認定）利用にも該当する児童数は、約4割を占めています。

次いで、2号認定の児童は、633人から520人、0歳から2歳児（3号認定）のうち0歳児は、143人から126人、1・2歳児は、381人から333人にそれぞれ減少する見通しです。

このことから、保育所を利用する見込みの児童数は、2号認定、3号認定を合わせると第2期の期間中に、178人減少すると予想できます。

幼児期の学校教育・保育の量の見込み（人）

年度	1号認定		2号認定	3号認定	
		うち保育を必要とする事由に該当するが幼稚園を希望		0歳	1・2歳
R 2	803	320	633	143	381
R 3	771	308	607	137	363
R 4	724	289	570	133	355
R 5	689	275	543	129	344
R 6	660	263	520	126	333

② 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

1号から3号認定に該当する児童数の見込みに対して、幼稚園・保育所・認定こども園に相当する特定教育・保育施設、定員19人以下の小規模保育施設、さらに認可外保育施設などを合わせて、期間中に受入枠を確保できる保育施設との関係が予測できます。

その結果、3号認定のうち、0歳児は利用児童数の見込みに対して、受入枠を確保できない状態が令和3年度まで続きます。他の年齢の児童については、令和2年度当初から受入れに余裕がある状況です。

児童数の減少にともない、令和6年度には、幼稚園で177人、保育所で249人の余裕が生じる状況が見込まれます。

教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み		803	633	143	381	771	607	137	363	724	570	133	355
②確保の内容	特定教育・保育施設	837	603	115	347	837	603	115	347	837	603	115	347
	特定地域型保育事業(小規模ほか)			15	61			15	61			15	61
	その他(認可外、企業主導型ほか)		42	6	39		42	6	39		42	6	39

		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み		689	543	129	344	660	520	126	333
②確保の内容	特定教育・保育施設	837	603	115	347	837	603	115	347
	特定地域型保育事業(小規模ほか)			15	61			15	61
	その他(認可外、企業主導型ほか)		42	6	39		42	6	39

③ 世代間交流の推進

幼稚園や保育所では、地域の人々との交流や老人福祉施設への訪問など、就学前児童と地域の人々との世代間交流を促進しています。

(4) 子育て支援サービスの充実と地域子ども・子育て支援事業

子育て支援サービスの充実に当たり、地域の実情に合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業に該当する13の事業について、令和元年7月に実施したニーズ調査に基づき量の見込みを算出し、それらに対する確保策を検討すると、いずれの事業についても、提供可能な状況にあります。

① 利用者支援

【事業内容】子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。

【提供体制の考え方】子育て総合支援センターでは、保育士、臨床心理士、家庭相談員が常駐し、保健センターの保健師、幼児ことばの教室の言語聴覚士などとも連携し、総合的な相談対応に取り組むなど第2期プランの期間中においても、現在の提供体制を継続する見込みであり、国が定める利用者支援事業とは、異なる体制でサービスを提供していきます。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【提供体制の考え方】子育て支援センター事業は、第2期プランの期間中、公立2か所、私立3か所での実施を予定しており、現在の提供体制でサービスを確保できる見込みです。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み[人]	20,558	19,653	19,176	18,551	18,025
確保の内容[か所]	5	5	5	5	5

③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

【事業内容】妊娠の届け出があった妊婦に対し、健康診査等を妊娠前期、後期に専門の医療機関に委託して実施し、妊婦の健康保持・増進を図る事業。

【提供体制の考え方】医療機関において実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	受診票交付件数[件]	433	413	394	376	359
	健診回数[件]	4,646	4,432	4,228	4,034	3,490
確保の内容	受診票交付件数[件]	433	413	394	376	359
	健診回数[件]	4,646	4,432	4,228	4,034	3,490

④ 乳児全戸訪問事業

【事業内容】保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握し、指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消するとともに孤立化を防ぐことを目的とした事業。

【提供体制の考え方】現在の提供体制で第2期プランの期間中もサービスを確保できる見込みです。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	訪問件数[件]	245	230	220	210	200
確保の内容	訪問件数[件]	245	230	220	210	200

⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業

【事業内容】養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するほか、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る事業。

【提供体制の考え方】保健センターや子育て総合支援センターが、児童相談所など関係機関と協力し、養育支援の必要な家庭を対象に取り組む体制を継続します。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	訪問件数[件]	818	803	793	783	773
確保の内容	訪問件数[件]	818	803	793	783	773

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】保護者が、疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等において養育する事業。

【提供体制の考え方】児童養護施設ならびに里親と契約し、第2期プランの期間中も希望者を受入れることができる見込みです。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	延べ利用日数【人日】	311	298	284	273	263
確保の内容	延べ利用日数・短期入所【人日】	411	411	411	411	411
	延べ利用日数・夜間養護【人日】	19	19	19	19	19

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】地域において、児童の預かり等の援助を希望する人と、援助を行う人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【提供体制の考え方】現在の提供体制で第2期プランの期間中も確保できる見込みです。引き続き事業の周知に努めるとともに、講習会の開催により、会員の確保を図っていきます。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用想定人数【人日】	485	476	468	452	434
確保の内容	利用想定人数【人日】	520	520	520	520	520

⑧ 一時預かり事業

【事業内容】家庭において保護者が病気等で、一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

【提供体制の考え方】公立・私立の保育所における提供体制を維持し、第2期プランの期間中も確保できる見込みです。また、すべての幼稚園において、幼稚園終了後、在園児の預かり保育を実施します。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用想定人数【人】	41,401	39,676	37,272	35,508	34,016
確保の内容	実施か所数 認定こども園・幼稚園【か所】	8	8	8	8	8
	実施か所数 保育所【か所】	2	2	2	2	2
	利用想定人数 保育所【人日】	25	25	25	25	25

⑨ 延長保育事業

【事業内容】保育認定を受けた子どもについて、保育標準時間（11 時間）または保育短時間（8 時間）の利用時間の前後の時間において、保育を実施する事業。

【提供体制の考え方】市内認可保育所において、今後も各認定区分に対応する保育時間を超えて保育が必要な世帯を対象に、現在の提供体制で第2期プランの期間中も確保できる見込みです。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	延べ利用人数【人】	323	310	296	284	274
確保の内容	利用想定実人数【人日】	600	600	600	600	600
	実施か所数【人日】	13	13	13	13	13

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業内容】子どもが病気の時や病気の回復期にあるため、保育所での集団保育ができない時などに、専用の施設で一時的に保育を行う事業。

【提供体制の考え方】病児1か所、病後児1か所で実施しており、現在の提供体制で第2期プランの期間中も確保できる見込みです。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用想定人数【人日】	741	710	679	651	628
確保の内容	実施か所数 病児対応型【か所】	1	1	1	1	1
	実施か所数 病後児対応型【か所】	1	1	1	1	1
	利用想定人数【人日】	6	6	6	6	6

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館等を利用して、主体的なあそびや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

【提供体制の考え方】第2期プランの期間中、量の見込みが定員を上回ることが予想されますが、高学年を中心に利用人数の減少が見込まれることから、サービスの提供体制が確保できる見込みです。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用者数低学年【人】	738	711	708	670	642
	利用者数高学年【人】	462	463	452	441	425
確保の内容	定員【人】	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	実施か所数(支援数)【か所】	26	26	26	26	26

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

【提供体制の考え方】市内幼稚園の総てが新制度に移行し、また令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、保護者の負担内容が変わりました。生活保護世帯等に対する実費徴収費用の助成については、各園の状況や、費用負担の内容を精査し、検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

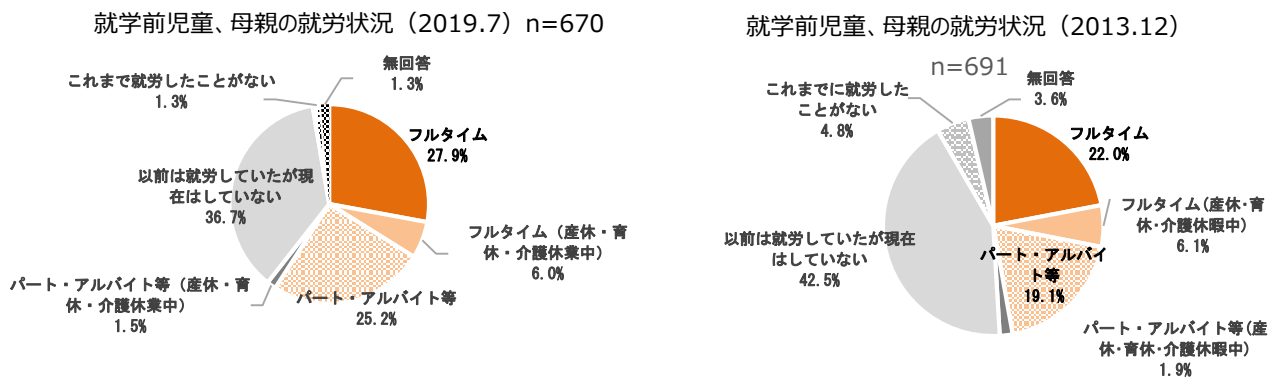
【事業内容】新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

【提供体制の考え方】新規参入を希望する施設等があった場合に、実地支援を行います。相談、助言を行うほか、新規参入が見込まれた場合に、参入者の経営実績やニーズ量等から事業実施の必要性を総合的に検討します。特別な支援が必要な子どもを受入れるための職員の加配については、実績に応じて行います。

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上

令和元年7月に実施した就学前児童をもつ保護者を対象とするニーズ調査によれば、この5年間で母親の「フルタイム」就労が22.0%から27.9%に増加、「以前は就労していたが現在はしていない」が42.5%から36.7%に減少し、保護者の働き方が大きく変化しています。

就労時間の変化など働き方も多様化しており、それを合わせた幼児教育と保育の提供に努めることがより一層求められています。また、幼稚園や保育所が子どもたちにとって、楽しく豊かな体験ができる場であることが重要です。



(1) 幼児教育と保育との一体的な提供

保育所の場合、保護者が仕事を辞めたときなどは、利用の要件を満たさなくなるため退所しなければなりません。認定こども園の場合は保護者の働き方が変わっても子どもが移園する必要はありません。あわせて、認定こども園に設置される子育て支援センターでは、情報交流などを通して地域との関係づくりにも取り組んでいます。

(2) 幼児教育と保育の質の確保

幼児教育と保育の質の確保のためには、職員の配置基準を満たすことは当然ですが、各園の特色づくりなど継続的な取り組みが重要です。

一方で、保育士、幼稚園教諭の不足が近年の課題となっています。今後、児童数の減少にともない、徐々に充足していくと予想されるものの当面は、幼稚園、保育所等と協力し、人材確保に取り組む必要があります。

また、保護者から寄せられた意見でも、各幼稚園や保育所の教育・保育の取り組みに対する関心が高まっていることが伺えます。

そこで、他園との交流、職員の研修機会を確保するため、主任保育士会の活動などを支援します。

7 子どもと保護者の健康の増進

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、地域を含めた各関係機関が連携し、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。そこで、妊娠、出産、新生児期及び乳幼児期における心身の健康診査、保健指導や相談事業の充実を図り、子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成など、子どもが育つ環境の充実に努めます。また、市内の小児科などと連携し、予防接種や永久歯の虫歯予防のため、就学前児童に対する歯の健康の保持にも取り組みます。

8 子どもの教育とあそび環境の充実

学校においては、子どもが主体的かつ個性豊かに生きる力を育成する教育の取り組みが重要であり、組織的な指導力向上などに取り組む学校力が求められています。

また、令和元年7月のニーズ調査では、放課後、公園など外で遊ぶ児童が、減っている状況が数字上からも確認できます。そのため、あそびを通して子どもたちが社会性を養い、思い切り身体を動かすことができる環境づくりが求められています。

(1) 次代の親の育成

幼稚園や保育所、常設型親子ひろば「ひなたっ子」などでは、中高生等が直接子育てをしている親子と交流できる機会を設けています。中学生、高校生が、子育て中の親子とふれあい、いたりや思いやりの心を育むことができる活動であり、各保育所や子育て支援センターなどで実施している現在の取り組みを継続していきます。

(2) 学校教育の教育環境等の整備

市の学力向上対策は、支持的・親和的学級集団づくりを基本に、各学校では「教えて考えさせる」授業スタイルによる統一感のある授業によって学習スキルの向上を図り、子どもたちの学びに向かう力の育成に取り組んでいきます。

一方、いじめ、不登校、保護者の悩みや不安を学校とともにサポートし、子どもたちの育ちと学びを支えるため、設置している教育支援センター事業の充実に取り組んでいきます。

また、小中学校の耐震化は完了し、校舎の安全は確保されていますが、設備の老朽化が進んでいる学校もあり、計画的な整備に取り組むことが必要になっています。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育ては家庭だけで担うものではなく、友人・知人や地域との関わりの中で行われることが重要です。地域全体で子育てに取り組むためには、市民一人ひとりが、子ども・子育て支援に対す

る関心や理解を深めることが必要です。

学校教育においては、社会に開かれた教育課程の実現、コミュニティ・スクール、地域ボランティアの活用を通して総合的な学習の時間帯における外部人材の協力などに取り組みます。

また、生涯学習センター「いわなび」などを会場に行われる「いわみざわチャレンジスクール」や子ども会活動など各団体が自主的に取り組む青少年育成事業を充実させることが必要です。

(4) 有害環境対策の推進

これまでの青少年有害環境対策は、従来から続いているPTAの代表などからなる環境浄化モニターが中心となっています。加えて、近年は、インターネット利用環境整備が重要になっています。そこで、本市においても、子どもたちがインターネットを活用できる環境づくりのため、青少年問題協議会を中心に様々な観点から子どもたちが犯罪被害に巻き込まれ、またSNS等に起因するトラブルやいじめを起こさないよう取り組んでいきます。

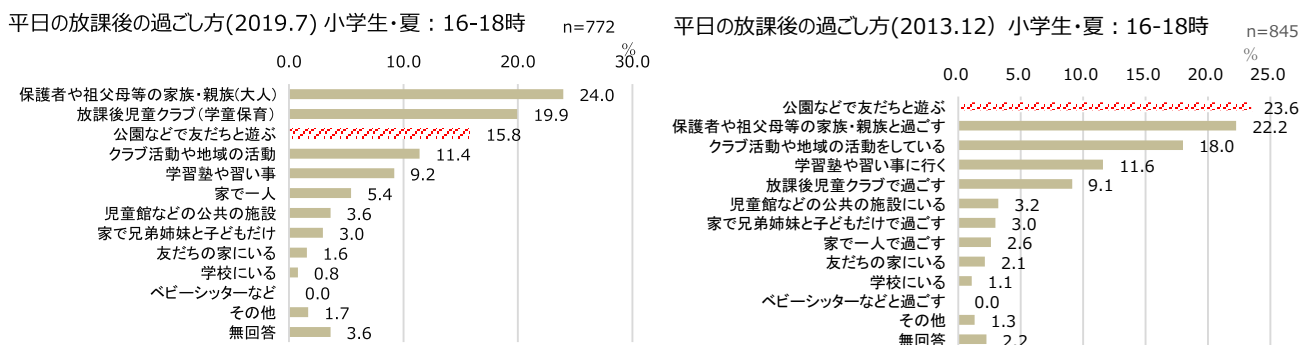
(5) 児童療育の充実（障がい児施策の充実を含む）

児童療育については、早期発見・早期療育をテーマとし、保健センターで実施する乳幼児健診を切っ掛けとして、子育て総合支援センターが中心となって保健センター、幼児ことばの教室、発達支援事業所などと連携したソーシャルワークに取り組んでいます。また、令和元年度から導入している子どもの成長記録ファイルの普及は、子どもたちが成長過程で、就学・進学・就職など環境の変化に左右されないきめ細やかな支援を受ける視点での取り組みです。

(6) あそび環境の充実

令和元年7月のニーズ調査から平日の放課後16時から18時の過ごし方を見ると、この5年間で「公園などで友だちと遊ぶ」割合が低下し、「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす」が増加しています。子どもたちは、あそびを通じてたくさんの人と関わることで、社会性を身に付け、健康に育ちます。そのため、児童館運営を通じた体験活動や学習機会の充実をはじめ、子ども会など地域での交流や保育所で実施している小中学生など様々な年代の人とのふれあいなど、楽しくあそべる環境づくりや人材の育成に取り組んでいきます。

また、外遊びの環境整備として、子どもやお年寄りはもちろん、障がいのある方にも利用しやすいよう、地域住民の意見を取り入れた整備に努めていきます。



9 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

女性の就業状況を見ると、かつては、子どもの小学校入学を機に仕事を再開することが多かったのに対し、今日では子どもの就学前から働く女性が増加しています。子育てと仕事の両立、働き方に合わせた幼児教育と保育の提供、ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発のほか、住環境、道路交通環境など幅広い視点が必要です。

(1) 仕事と家庭との調和

男性の育児休暇の取得率は依然として低い状況であり、また、夫も家事や育児を分担すべきと考える人が多いにも関わらず、現実には妻の家事や育児等に費やす時間が夫よりも多く、理想と現実が乖離しています。そうした背景を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市民や事業者に対し、家事・育児の分担や働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発、各種制度に関する情報提供などに取り組んでいきます。

(2) 子育てしやすい住環境

市や北海道の公営住宅政策として、近年、子育て世帯が優先的に入居できる「子育て支援住宅」が導入されています。市営住宅の整備にあたっては、未就学児童を含む3人以上の世帯を対象に、特定住戸を設定します。また、公営住宅の整備にあたっては、地域子育て支援センターや児童館、地域親子ひろばなどを拠点とした交流事業、各種の子育て支援サービスとの連携も視野に取り組んでいきます。

(3) 安全な道路交通環境等の整備

市は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、地域の様々な立場の人たちの意見を反映しながら、利用者の立場を考えた道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。ベビーカーや車椅子に配慮した舗装など、ユニバーサルデザインの推進を図るため、新たに建設される公共施設の多目的トイレの設置に努めるとともに、公園トイレなど既存施設については、利用者の用途等に応じた、必要な整備を行っていきます。

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

市は、通学路や公園などの環境整備のほか、子どもたちが交通マナー等に関する理解を深めるため、幼少期から交通安全教育に取り組みます。また、地域の安全・安心を確保し、犯罪から子どもを守るため、市防犯協会と連携した防犯啓発活動を推進するほか、市や町会で管理する街路灯の維持管理や新設等の支援に取り組んでいきます。

10 児童虐待の防止

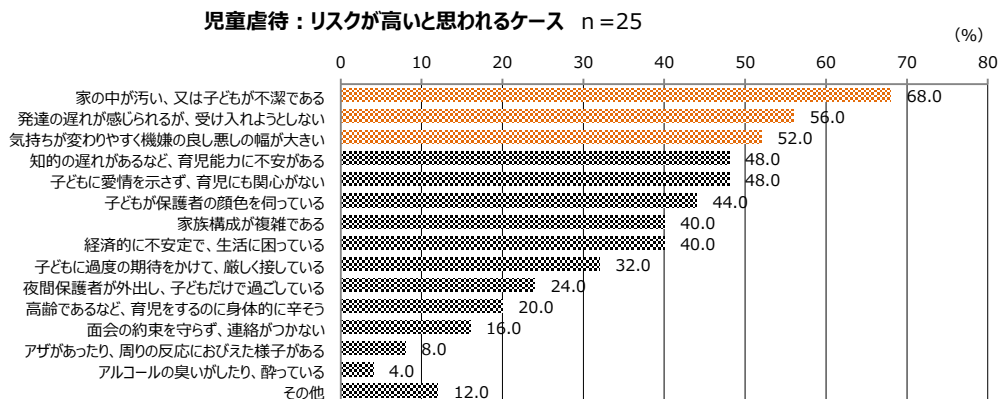
日頃から児童に接している保育所、幼稚園あるいは児童発達支援事業所などが、児童虐待など子どもにとってリスクが高い家庭に接する機会は、近年増加しています。

児童虐待の防止については、児童虐待に関わる部門の関係者の意見などを参考に、以下の3つの視点で施策に取り組みます。

(1) 虐待の防止

令和元年7月に実施した保育所などの事業所を対象とした「虐待リスクの高い家庭に関するアンケート調査」によれば、リスクが高いと思われるケースは、家の中が汚い、又は子どもが不潔である(68%)、発達の遅れが感じられるが、受け入れようとしない(56%)、気持ちが変わりやすく機嫌の良し悪しの幅が大きい(52%)となっています。

児童虐待を未然に防ぐため、オレンジリボンキャンペーンなどによる普及啓発、通告先や相談窓口に関する広報に努めます。また、保護者の孤立を防ぐため、保護者が支援者の存在に気付けるよう、リーフレットの配布や支援ガイドの活用が有効と考えられ、その整備について検討します。



(2) 児童虐待への迅速な対応

虐待通告に対する状況判断に当たっては、支援者の間でも虐待リスクの捉え方に温度差があることが指摘されています。小さなリスクも見逃さず、迅速に対応するためには、関係者が同じ認識をもって、柔軟に連携できる関係性を普段から構築しておく必要があります。そのため支援者同士の交流機会となるような学習会の開催などを通して、医療分野における多職種連携にならない、専門職が連携した行動をとれるよう情報共有と関係性の構築に努めていきます。

(3) 虐待を受けた子どもと家庭の支援

虐待を受けた子どもと家庭の支援に当たっては、現在、幼稚園・保育所・学校など子どもと直接かかわる各機関と市が定期的に情報共有し、虐待リスクのある家庭と子どもを見守っています。今後も引続き、関係者が適切に対応できるよう児童虐待に関する学習会を開催し、家族や子どもの状況に応じ、適切な支援が行えるよう努めます。また、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、医師、看護師、保健師等の専門職が連携し、きめ細かな支援にあたります。

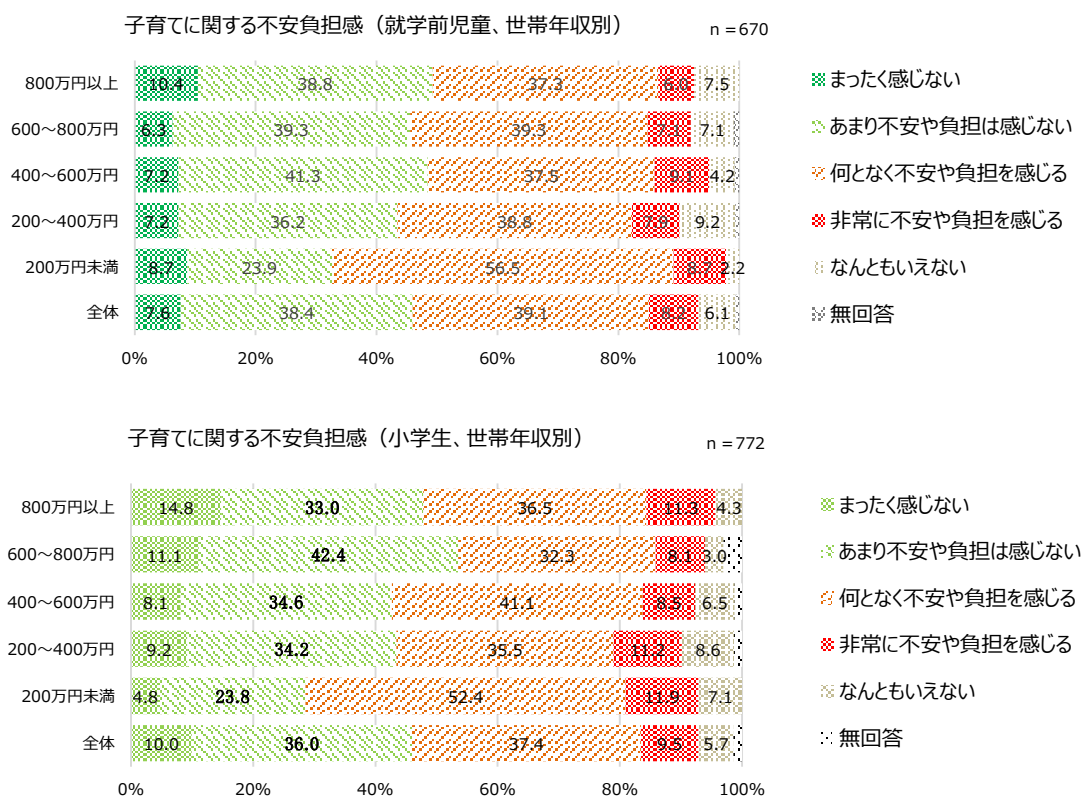
11 子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援

子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援については、相談や育児支援の現場関係者の意見を参考に、子どもと保護者が孤立することなく安心して暮らしていくための施策について検討しました。そこでは、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に気づき、各種の支援につなげるとともに、経済的に厳しい環境におかれることの多いひとり親の自立を目指した施策の必要性を確認しています。

(1) 相談支援

令和元年7月のニーズ調査によれば、子育てに関する不安や負担を感じることは、就学前児童、小学生とも世帯年収が200万円未満の世帯で、高くなっています。

子どもをもつ保護者にとって、経済的な安定が子育ての不安や負担の軽減にとって重要であり、貧困世帯やひとり親家庭の自立支援のために、それぞれの家庭に沿った情報提供や相談窓口を設け、孤立を防ぐ取り組みにあたります。

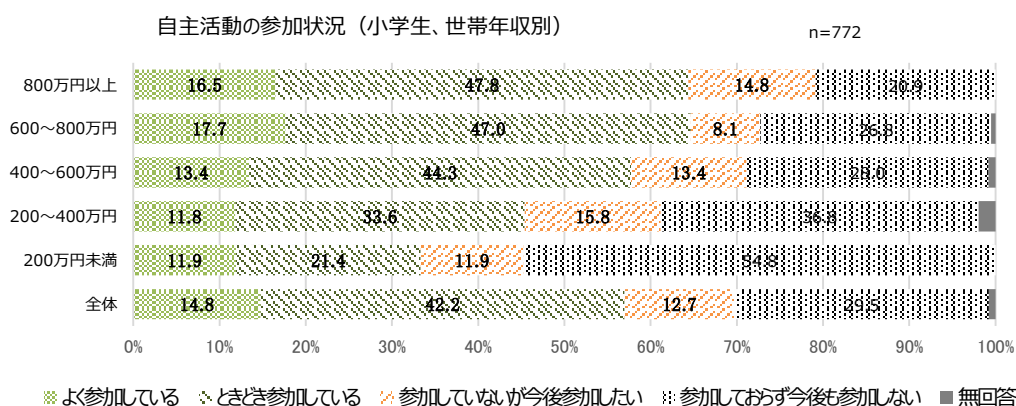


(2) 教育支援

令和元年7月のニーズ調査（小学生）によれば、世帯年収が400万円未満の世帯は、PTAなどの自主活動への参加率が低く、参加の意向も低い状況になっています。

そのため、機会格差が顕在化していない幼児期の段階から就園率、入所率を高めるとともに、

質の高い教育と保育の提供を推進します。また、学校現場では放課後学習などを通じた教育の充実に努めています。その他にも、生活保護世帯等に対する学習支援や学習塾を活用して基礎学力を身に付ける土曜・英検学習会を開催するなど多様な学習機会を提供するとともに、児童・生徒が社会的・職業的な自立に向けて資質・能力を身に付けていくキャリア教育を通じた高等教育への進学を支援します。



（３）保護者や子どもの生活支援と就労支援

保護者や子どもの生活支援にあたっては、生活困窮者自立支援として専門機関による相談支援などを通して生活の安定に資すること、また、就労支援にあたっては、キャリア教育の実施、ひとり親家庭の就業支援や高等職業訓練などにより、保護者の職業生活の安定と向上に資することを目指します。

（４）子どもや保護者への経済的支援

保護者の就労だけでは十分な収入を得られない場合であっても、最低限の経済基盤を保つことが重要であることから、就学前児童については、世帯の生活基盤を維持していけるよう、医療費負担の軽減、妊娠時からの家事・育児支援、児童扶養手当など経済的支援に取り組みます。また、就学児については、医療費負担の軽減、就学援助などに引き続き取り組みます。

12 計画の推進

(1) 計画の優先順位

各事業を「安全」「安心」「笑顔」の3つの視点で分類し、「安全」に分類される事業から優先的に取り組むとこととします。

「安全」は子ども・子育て支援の基礎となる施策です。ここに分類される事業は最も優先度が高く、計画期間内の5年間ですべて実施することを目指しています。

「安心」は身近な取り組みが多く、財源の確保等様々な観点から、年度ごとに優先順位を判断していきます。

「笑顔」は市が特色ある施策として取り組むもので、子どもと子育ての未来を展望します。

優先する施策の考え方と予定する主な事業

安全	安心	笑顔
子どもと子育てを支える セーフティネット	将来を見通せる子育て支援サービスや 経済的基盤	社会と関わり成長できる喜びや希望
計画期間内の実施を目指す	財源等により優先順位を考慮して実施	特色ある事業として政策的に実施
検討中の【新規事業】【拡充事業】 ※別表参照		
・児童虐待防止の学習会によるネットワークづくり ・産後ケア	・子どもサポート教室の開催 ・無料学習会の送迎 ・保育士等の確保	・成長記録ファイルの普及 ・放課後児童の早期預かり ・子どもの体験活動の支援
主な【継続事業】		
病児病後児保育事業 児童が病気で集団保育が困難な期間専用スペースで一時的に預かります ファミリー・サポート・センター事業 会員相互による子育ての援助活動を支援します 産前・産後ヘルパー事業 産前・産後の子育てで家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します 特別育児支援ヘルパー事業 要支援児童がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児の支援を行います 子育て短期支援事業 保護者が仕事等で一時的に保育が必要になった場合、児童を児童養護施設等で預かります チャイルドホットライン 関係機関等が連携し、児童虐待や育児に不安を抱える家族に向き合います 生活困窮者自立支援 生活に困窮することにより、子どもの養育環境が不安定にならないよう保護者の就業支援などを行います	留守家庭児童対策事業 児童館等で保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を受け入れます 乳幼児健診事業 子どもの成長や発達に応じ健康診査を行います 不妊・不育症治療費助成事業 不妊治療・不育症治療の受診者の治療費の一部を助成します 子育て支援センター事業 子育て支援センターを子育て支援拠点の「えみふる」のほか市内4か所の保育園に設置します 親子ひろば(常設・地域) 就学前児童と保護者等の子育てを地域で支えます 子ども発達支援センター事業 発達の不安、障がいがある子どもにあった相談や訓練を行います 教育支援センター事業 スクールカウンセラー等の専門員が連携して児童生徒の悩みや不安の解消などの解決を図ります 母子等福祉事業 保護者の生活の安定と児童の健全育成を各種給付金・援助金により経済的自立を支援します	あそびの広場運営事業 全天候型遊び場を利用する子どもの心身の発達を促し、専門職が連携して子育てできる環境を提供します ブックスタート事業 絵本を介した親子のふれあいを促すため、絵本などをプレゼントします 子ども会等健全育成事業 子どもたちが健やかに成長するため、スポーツ活動や文化活動などを行います 学力向上対策事業 子どもたちが将来、夢や希望を実現できるよう、学力を伸ばす取り組みを進めます 家庭教育事業 楽しく、自信をもって子育てできるよう、子どもの成長や発達にあわせた子育て学習の機会を提供します 生活困窮者学習支援 生活に困窮する家庭の子どもたちが学習塾などを利用し、学力を伸ばすことができるように支援します

(2) 計画の推進体制

プランの実施に当たっては、福祉や保健などの市の各部門、幼稚園、保育所、学校など、各機関が連携して取り組むとともに、関係者の意見を取り入れていきます。

また、社会情勢の変化に柔軟に対応し、毎年、事業の見直しを行い、新たな課題についても、積極敵に取り組んでいきます。

(3) 計画の進捗状況

プラン進行管理に当たっては、毎年度の結果ならびにプラン全体の成果とあわせて、定期的開催する子ども・子育て会議に報告し、点検・評価します。

(別表) 第2期岩見沢市子ども・子育てプランにおいて検討中の【新規事業】【拡充事業】

事業名	分類			内容
	安全	安心	笑顔	
児童虐待防止の学習会によるネットワークづくり	○			子どもと直接かかわる専門職間の児童虐待に対する問題意識を共有するため、学習機会を設けることを検討します。
子どもサポート教室の開催		○		発達の遅れが見られる幼児とその保護者に対し、専門職と一緒に成長や発達の状況を確認・共有できる集団の場を提供します。
無料学習会の送迎		○		経済的な負担なく学習会に参加することができるよう、所得に関係なく生徒が移動できる方法を検討します。
保育士等の確保		○		保育士（及び幼稚園教諭）確保のため、支援策を検討します。
産後ケア	○	○		産後間もない母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するための支援を行います。
成長記録ファイルの普及		○	○	子どもが各ライフステージにおいて切れ目ない一貫した支援が受けられるよう、成長と発達を記録する成長記録ファイルの普及にあたります。
放課後児童の早期預かり		○	○	学校休業日の早朝、放課後児童クラブを利用する児童を地域の協力を得て児童館等に受け入れられるよう検討します。
子どもの体験活動の支援		○	○	子どもを対象とする体験活動の支援を通して担い手の育成を検討します。